

○独立行政法人航空大学校における情報公開窓口等の案内

事務局総務課

平成14年10月1日から「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)が施行されました。

情報公開法は、法人等の保有する全ての法人文書を対象として、誰でもその開示を請求することができる権利を定めています。この開示請求権を手段として、法人が国民に対して持つアカウンタビリティ(説明責務)を全うすることと、法人の在り方を最終的に決定するのは国民であることを明確にして、民主的な行政の推進に資することを目的にしています。

航空大学校においても本法律に基づき、法人文書の公開が適正かつ円滑に実施されるよう本校に情報公開のための窓口を設け、事務処理を行っています。

○情報公開制度の概要

1 開示請求の対象となる法人文書

開示請求の対象となる「法人文書」は、一定の媒体に記録された「文書、図画及び電磁的記録」です。その範囲は、「職員が職務上作成・取得したもの」であって「職員が組織的に用いるもの」として「法人が保有しているもの」とされています。

なお、書店等で購入したり、図書館等の施設を利用するなどにより一般にその内容を容易に知り得るもの(官報、白書、新聞、雑誌、書籍等)や公文書館等において歴史的・文化的な資料として価値があるために特別の管理がされているもの(国土地理院「地図と測量の科学館」に保管されている古地図等)は、情報公開法の対象外となります。

2 開示請求できる人

情報の開示請求は、企業、団体、個人を問わず誰にでもできます。

3 開示請求の方法

開示請求書(請求書は、本校窓口・分校で入手できます。なお、所定の請求がなくても、4の1.2.3の記載事項が記載されていれば様式は問いません。)を情報公開窓口に提出して請求します。また、請求は郵送でも可能です。電子メールやFAXによる請求は認められていません。

請求先は、航空大学校の場合は本校窓口のみになります。

4 請求書に記載すべき事項

1. 請求者の氏名(法人、団体は代表者の氏名)
2. 請求者の住所(法人、団体は事務所の所在地)
3. 請求する法人文書の名称

※請求書は日本語で記載することになっています。

5 請求文書の特定

請求書では、請求する法人文書を特定する必要がある、具体的に法人文書名等を明らかにしていただくこととなります。

なお、法人文書の名前等が分からない場合については、法人文書の内容等を明記して、窓口で相談の上で請求する法人文書を特定することとなります。また、当校で保有している法人文書のリストは、本校窓口、分校や航空大学校のホームページで調べられます。

6 手数料が必要

開示請求をするときは、請求1件につき300円が必要になります。また、その他に文書を閲覧したり、写しを請求する場合は、別途開示実施手数料が必要になります。

| | | |
|------------|--------|------|
| (例えば)文書の閲覧 | 100枚まで | 100円 |
| | 200枚まで | 200円 |
| コピー A4 | 一枚につき | 10円 |

開示実施手数料は、合計300円までは無料となります。

※ 航空大学校における手数料は、原則として現金により窓口で納付となります。
(収入印紙での納付は受付ができませんのでご注意ください。)
なお、遠隔地からの郵送等による請求については、銀行振込、定額小為替(郵便)
による納付も可能です。

7 開示・不開示の決定

情報公開法は、開示することを原則としており、例外的に不開示となるものを次の6種類のものに限定しています。

なお、請求された文書を開示するかどうかの決定は、原則30日以内に行い、請求者に文書で通知します。

- a. 特定の個人を識別できるような個人情報
- b. 事業を営む個人、法人、団体に関する情報で、公にすると財産権などを侵害するおそれのあるもの
- c. 公にすると外交や国防に不利益を生じさせるおそれのあるもの
- d. 公にすると公共の安全や秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるもの
- e. 国の機関や地方公共団体及び独立行政法人等の情報で、公にすると意思決定などの中立性を損なうおそれのあるもの
- f. 国の機関や地方公共団体及び独立行政法人等の情報で、公にすると事務や事業の遂行に支障を及ぼすそれがあるもの

8 不開示の場合

請求した文書が不開示とされた場合、不服申立てを行うことができます。不服申立てを受けた法人は、内閣府に設置される情報公開審査会に諮問を行い、その答申を尊重しつつ裁決等を行うこととされています。

なお、開示決定の処分や不服申立てに対する裁決等について、裁判所に行政事件訴訟(情報公開訴訟)を提起することができます。

9 開示の実施

開示の実施方法については、閲覧・写しの交付等により行うこととされており、閲覧については、窓口(本校及び分校)等で実施することとなります。

なお、写しを希望の場合は、窓口での交付の他、郵送も可能です。ただし郵送の場合は、それに係る郵送料(郵便切手を同封)が必要となります。

○情報公開窓口の案内

航空大学校における法人文書開示請求書の受付窓口は下記の所に開設しています。

なお、分校(帯広、仙台)では受付を行っていませんのでご注意ください。

※ 情報公開についての相談は分校でも下記時間で受付しています。

窓 口 独立行政法人航空大学校事務局総務課(本校)

住 所 〒880-8580

宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田652番地2

電話番号 0985(51)1211

受付時間 9:30~11:45、13:00~16:45

(但し、土曜・日曜・祝日及び12月29日~翌年1月3日は除く。)